

令和 7 年 10 月 14 日

各 位

社会福祉法人久米福祉会
理事長 丸山秀樹

この度、当法人の障害者支援施設において虐待事案が発生いたしました。

このような事態を招き、利用者・ご家族の皆様、ならびに地域の皆様方に多大なご迷惑とご心配をおかけすることになり、心から反省し深くお詫び申し上げます。

法人としては今回の事案を深刻に受け止めており、再発防止に向けた取り組みを徹底するとともに法人の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

記

1. 事案の概要

令和 7 年 7 月、職員が利用者 1 名に対して不適切な行為を行い、けがを負わせたことが確認されました。

法人として速やかに行政機関へ通報し、その後の調査により、同職員が 6 月中にも 4 名（上記利用者を含む）に対して不適切な行為を行っていたことが判明しました。

2. 関係機関への報告・対応

本件については、障害者虐待防止法に基づき、関係行政機関へ速やかに通報を行い、調査および指導を受けております。

令和 7 年 10 月 8 日付で、岡山県より「指定の一部効力（新規利用者の受入れ）の停止 3 か月（11 月 1 日～翌年 1 月 31 日）」の行政処分を受けました。

現在、行政からの指導に基づき、改善計画の策定および体制の見直しを進めております。

3. 関係職員の処分

当該職員については懲戒解雇相当との判断を行っていましたが、本人からの申し出により、令和 7 年 8 月 31 日付で自主退職となっております。

また、法人としての責任を明確にするため、理事長および園長は令和 7 年 11 月から令和 8 年 1 月までの 3 か月間、給与の 10 %を自主返納いたします。

4. 今後の対応

法人として本事案を厳粛に受け止め、以下の取組を進めてまいります。

- （1）職員教育・研修の充実
- （2）管理・監督体制の強化
- （3）設備・環境面の改善
- （4）支援内容の見直しと質の向上

今後も、ご利用者が安心して生活できる環境づくりに全力で取り組んでまいります。

以上